

(第一類 第八号)

(C-111)

第三回國院会

文部委員会

第四号

昭和二十三年十一月十八日(木曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長

圓谷 光衛君

逕野松本 七郎君

理部久保 猛夫君

古賀喜太郎君

高津 正道君

小島 徹三君

西山富佐太君

黒岩 重治君

鐵田 正信君

出席政府委員

文部政務次官

文部事務官

専門員

宇野 圓空君

文部事務官

専門員

武藤 智雄君

文部事務官

専門員

横田重左衛門君

文部事務官

専門員

水谷昇君

文部事務官

専門員

鈴木 久春君

文部事務官

専門員

小野 光洋君

文部事務官

稻田 清助君

文部事務官

西村 良夫君

渡邊 実夫君

後藤 悅治君

栗山長次郎君

松原 一彦君

文部事務官

専門員

小野 光洋君

文部事務官

専門員

武藤 智雄君

文部事務官

専門員

水谷昇君

文部事務官

専門員

鈴木 久春君

文部事務官

専門員

小野 光洋君

文部事務官

稻田 清助君

文部事務官

西村 良夫君

文部事務官

本日の会議に付した事件
國立國語研究所設置法案(内閣提出
第二六号)

(筆記)

2 研究所は、前項の調査研究に基
き、次の事業を行う。
3 所長は、他の政府職員と兼ねる
資料の作成2 部事務官のうちかど、文部大臣が
命ずる。
3 所長は、他の政府職員と兼ねる
ことができない。4 評議員の任期は、四年とし、二
年ごとにその半数を改任又は改
選する。但し、再任又は再委嘱を妨
げない。5 补欠の評議員の任期は、前任者
の任期の残任期間とする。

(評議員会)

(評議員会の公表)

6 第六條 研究所に評議員会を置く。

7 第七條 研究所は、研究所の毎年の事
業計画、調査研究の委託その他重
要事項について審議し、所長に助
言する。8 第八條 評議員会は、運営方法に關する事
項9 第九條 この法律に定めるものを除
くほか、評議員会の運営方法に關
する事項は、評議員会の助言によ
つて、文部大臣が定める。

(研究所の運営)

10 第十條 研究所の部課等の編成、職

員の選出及び配置その他研究所の

運営について必要な事項は、所長

が定める。

(定員)

11 第十一條 研究所に置かれる専任の

文部教官又は文部事務官の定員

は、次の通りとする。

(備考)

12 第十二條 文部教官又は文部事務官の定員

は、轉任によつて、それぞれ前項

象となる言語に関する調査研究

2 文部教官又は文部事務官で現に

3 国語教育の目的、方法及び結
果に関する調査研究4 新聞における言語、放送にお
ける言語等、同時に多人数が対

5 二級又は三級の地位にあるもの

6 一級又は二級の文部教官又は文

7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 5310 5311 5312 5313 5314 5315 5316 5317 5318 5319 5320 5321 5322 5323 5324 5325 5326 5327 5328 5329 5330 5331 5332 5333 5334 5335 5336 5337 5338 5339 53310 53311 53312 53313 53314 53315 53316 53317 53318 53319 53320 53321 53322 53323 53324 53325 53326 53327 53328 53329 53330 53331 53332 53333 53334 53335 53336 53337 53338 53339 533310 533311 533312 533313 533314 533315 533316 533317 533318 533319 533320 533321 533322 533323 533324 533325 533326 533327 533328 533329 533330 533331 533332 533333 533334 533335 533336 533337 533338 533339 5333310 5333311 5333312 5333313 5333314 5333315 5333316 5333317 5333318 5333319 5333320 5333321 5333322 5333323 5333324 5333325 5333326 5333327 5333328 5333329 5333330 5333331 5333332 5333333 5333334 5333335 5333336 5333337 5333338 5333339 53333310 53333311 53333312 53333313 53333314 53333315 53333316 53333317 53333318 53333319 53333320 53333321 53333322 53333323 53333324 53333325 53333326 53333327 53333328 53333329 53333330 53333331 53333332 53333333 53333334 53333335 53333336 53333337 53333338 53333339 533333310 533333311 533333312 533333313 533333314 533333315 533333316 533333317 533333318 533333319 533333320 533333321 533333322 533333323 533333324 533333325 533333326 533333327 533333328 533333329 533333330 533333331 533333332 533333333 533333334 533333335 533333336 533333337 533333338 533333339 5333333310 5333333311 5333333312 5333333313 5333333314 5333333315 5333333316 5333333317 5333333318 5333333319 5333333320 5333333321 5333333322 5333333323 5333333324 5333333325 5333333326 5333333327 5333333328 5333333329 5333333330 5333333331 5333333332 5333333333 5333333334 5333333335 5333333336 5333333337 5333333338 5333333339 53333333310 53333333311 53333333312 53333333313 53333333314 53333333315 53333333316 53333333317 53333333318 53333333319 53333333320 53333333321 53333333322 53333333323 53333333324 53333333325 53333333326 53333333327 53333333328 53333333329 53333333330 53333333331 53333333332 53333333333 53333333334 53333333335 53333333336 53333333337 53333333338 53333333339 533333333310 533333333311 533333333312 533333333313 533333333314 533333333315 533333333316 533333333317 533333333318 533333333319 533333333320 533333333321 533333333322 533333333323 533333333324 533333333325 533333333326 533333333327 533333333328 533333333329 533333333330 533333333331 533333333332 533333333333 533333333334 533333333335 533333333336 533333333337 533333333338 533333333339 5333333333310 5333333333311 5333333333312 5333333333313 5333333333314 5333333333315 5333333333316 5333333333317 5333333333318 5333333333319 5333333333320 5333333333321 5333333333322 5333333333323 5333333333324 5333333333325 5333333333326 5333333333327 5333333333328 5333333333329 5333333333330 5333333333331 5333333333332 5333333333333 5333333333334 5333333333335 5333333333336 5333333333337 5333333333338 5333333333339 53333333333310 53333333333311 53333333333312 53333333333313 53333333333314 53333333333315 53333333333316 53333333333317 53333333333318 53333333333319 53333333333320 53333333333321 53333333333322 53333333333323 53333333333324 53333333333325 53333333333326 53333333333327 53333333333328 53333333333329 53333333333330 53333333333331 53333333333332 53333333333333 53333333333334 53333333333335 53333333333336 53333333333337 53333333333338 53333333333339 533333333333310 533333333333311 533333333333312 533333333333313 533333333333314 533333333333315 533333333333316 533333333333317 533333333333318 533333333333319 533333333333320 533333333333321 533333333333322 533333333333323 533333333333324 533333333333325 533333333333326 533333333333327 533333333333328 533333333333329 533333333333330 533333333333331 533333333333332 533333333333333 533333333333334 533333333333335 533333333333336 533333333333337 533333333333338 533333333333339 5333333333333310 5333333333333311 5333333333333312 5333333333333313 5333333333333314 5333333333333315 5333333333333316 5333333333333317 5333333333333318 5333333333333319 5333333333333320 5333333333333321 5333333333333322 5333333333333323 5333333333333324 5333333333333325 5333333333333326 5333333333333327 5333333333333328 5333333333333329 5333333333333330 5333333333333331 5333333333333332 5333333333333333 5333333333333334 5333333333333335 5333333333333336 5333333333333337 5333333333333338 5333333333333339 53333333333333310 53333333333333311 53333333333333312 53333333333333313 53333333333333314 53333333333333315 53333333333333316 53333333333333317 53333333333333318 53333333333333319 53333333333333320 53333333333333321 53333333333333322 53333333333333323 53333333333333324 53333333333333325 53333333333333326 53333333333333327 53333333333333328 53333333333333329 53333333333333330 53333333333333331 53333333333333332 53333333333333333 53333333333333334 53333333333333335 53333333333333336 53333333333333337 53333333333333338 53333333333333339 533333333333333310 533333333333333311 533333333333333312 533333333333333313 533333333333333314 533333333333333315 533333333333333316 533333333333333317 533333333333333318 533333333333333319 5333

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

ち、半数の者の任期は、第七條第
四項の規定にかかわらず、二年と
する。

○栗山政府委員 下條文部大臣が臨時閣議で席がはずせませんで、まことに皆さまに対しまして失礼に当るかと思ひれませんが、お許しを得て私から今述べる御審議を煩わします國立國語研究所設置法案の提案理由について、内閣の御説明申上げます。

見ますときに、國語國字の改造の問題は、教育上ばかりでなく國民生活の全般に於けるもの向上に、きわめて大きな影響を及ぼすもののであります。けれどもその根本的な解決をはかりますたゞには、國語及び國民の言語生活の全般にわたりまして、科学的にして、かゝる総合的調査研究を行う比較的規模の大きい研究機関を設けることが、最も必要であると考えたのでございます。言いかえますならば、國語國字をよくな問題に対しまして根本的な解決策を立てますには、ただいま御審議願います。國家的な國語研究機関の設置は、明治以來先覚者たちによつて往々提唱され來ましたいわば懸案であります。國家的な國語研究機関の設置は、再建の基本的條件の一つであるとも申しえると存するのであります。けれども、國語國字の改造の問題は、教育上ばかりでなく國民生活の全般に於けるもののであります。けれどもその根本的な解決をはかりますたゞには、國語及び國民の言語生活の全般にわたりまして、科学的にして、かゝる総合的調査研究を行う比較的規模の大きい研究機関を設けることが、最も必要であると考えたのでございます。言いかえますならば、國語國字をよくな問題に対しまして根本的な解決策を立てますには、ただいま御審議願います。國家的な國語研究機関の設置は、明治以来先覚者たちによつて往々提唱され來ましたいわば懸案であります。

て、また終戦の後におきましたのは、第一回国会において、參議院及び參議院が國語研究機關の設置に関する請願を御採択になり、決議されましたのを初め、國語審議会からの建議並びにアメリカの教育使節團の勧告とその設置につきましては、各方面から一段と強く要望されておるところであります。政府におきましてもその措置について久しい間種々研究を重ねて來たのであります。が、實現を見ることなく今日に至りましたことは、少し手遅れの感もなないではございません。かかるにこのたび國会におきまして請願が採択され、輿論の支持のもとに、急速にその準備が幸い進められることになつたのであります。この法案の立案にあたりましては、その基本的な事項につき國立國語研究所創設委員会をまず置きました。國会その他関係学会の権威者を十分に取入れるようにいたしましたのでございます。

して、その運営はもちろん民主的いたすようによるつもりでございます。この研究所が設置されまして、研究調査が進められて参りまするならば、わが國文化の進展に資するところは、ほんはだ大きかろうと存じております。どうぞこの法案の必要性をお認めいただきまして、十分御審議の上御賛成がいただけますようにお願ひ申し上げます。なお詳細につきましては、他の政府委員から御説明させていただきたく存じます。

○鶴田政府委員 それでは私から本法案の内容につきまして、概略御説明申上したいと存じます。法案の第一條には研究所の目的を掲げておるのであります。が、これはただいまの提案理由の説明にありましたごとく、この研究所といたしましては、國語及び國民の言語生活に関する科学的調査研究を行ふ、あわせて國語合理化の確実な基礎を築くために、設置するのであるという目的を示しておるのであります。同じ條文の第二項に、研究所は文部大臣の所轄とするけれども、文部大臣は人事及び予算以外の事項については、監督をしないという趣旨が明らかにされ

先、第四に掲げておりますのは、今後民主的生活を向上発達させるためには、新聞、放送あるいは廣告、告示のごとき同時に多人数が対象となる言語というものを十分に洗練し、発達させなければならぬというような点に着目いたしまして、この問題を重要視いたしました。研究調査の題目として掲げたわけでございます。さらに第二項におきましてただいままで申し上げました調査研究に基きまして、あるいは國語政策の立案上参考となる資料をつくりたわけでございます。さらに第三項におきましてただいままで申し上げました調査研究に基きまして、あるいは國語辞典、方言辞典、歴史的國語辞典その他研究成果の編集及び刊行ということを掲げてあるわけであります。

第三條には研究所の調査研究を、他に委託することに関する條文が設けられておるのであります。こうした國立の研究所を、たとえば大学等の研究所と別におきます理由といたしましては、一つはさきに申上げましたように、それと國の政策と関連を持たせるという点に、一つの理由もございます。またもう一つの理由といたしましては、方々の研究を総合しその結果を発揮するという点にあると思われるのであります。この三つに他の研究機関に研究を委託し得る道を開いたわけは、その総合性を十分に發揮するというような意味合いからいたしたものでありまして各種の大学あるいは民間のいろいろな研究を、そのままこの研究所と密接な関連をもつて利用し協力をするという点に、遺憾なきを期したわけであります。

おられますのは、この研究所を構成いたしましたは文部事務官の中から、文部大臣が命することになつておるのであります。第五條におきましては、この所長は毎年少くも一回調査研究の状況及びその成果に関する報告を、公表する義務を規定いたしております。また所長のもとに十一條に規定されましたような各種の職員が置かれるわけでありますが、こうした職員を構成する部下の編成、職員の選出配属、その他研究所の運営に関する必要な事項は、その前の第十條によりまして所長が定めることになつております。

それから第六條から第九條に至りますまでの規定は、評議員会に関する規定でございます。この研究所には、各研究所はやむを得なければ研究所特別の研究に走りまして、一般の國家から離れ、あるいは一般の社会の要求に應じ得ない、というような欠点が心配されるのであります。この國立の國語研究所につきまして「こうした懸念を除く意味におきまして、評議員会を設け、その評議員会には各方面から学識経験ある方を選んで、評議員になつていただきまして、そうしてその評議員会におきまして研究所の毎年の事業計画、調査研究の委託、あるいはその他的重要事項について十分審議する。所長の側からいいますれば、そうした重要な事項については評議員会に相談をして、その所見をまとめなければならぬ。こうしたことによりまして一般の

学会、一般の社会要求と研究所の事業
とが密接不可分な関係を保つよう、
改良いたしたわけであります。この評
議員は定員二十名いたしまして、学
識経験のある者から文部大臣が命じあ
るいは委嘱する。また政府職員は評議
員となることができない。評議員の任
期は四年として二年毎に半数を交替す
るというような規定、それから評議員
の互選によりまして、任期二年の会
長、副会長を置く。その評議員の運営
に関する規定は、評議員会の所見に
よつて、文部大臣が組むというような
趣旨を、次々の條文で明らかにいたし
たわけであります。以上大体各條項に
つきましての御説明といたします。

○武藤専門員 先ほどの政府の提案理
由の御説明の中で、第一回國會において
衆議院及び參議院が國語研究機関の
設置に関する請願を採択し議決され
たのを初め云々とありましたが、これ
は文化委員会に付託になりましたこと
でござりますので、すべては当時の速
記録に明らかでござりまするけれど
も、一言筋だけを御紹介申し上げた
いと存じます。

この請願は國語國字問題の研究機関
設置に関する請願という問題で、請願
者があります。紹介議員は星島一郎、
近藤鶴代両議員であられました。前の
文化委員会といたしましては、八月二
十九日にこの請願の御付託を受けまし
て、十月三日の委員会でこの請願を審
議いたしました。この間に一回の打合
会を開きました。請願代表者から詳し
くその御趣旨を承つております。最初
の委員会の九月二十三日におきまして
は、佐々木盛雄議員が紹介議員の代理
として趣旨の説明をされております。

それでは國語國字の解決は、文化國家実現のためには國語國字をたやすくかることのできるように改める必要がある。しかし、產業復興のために事務の敏捷をはかることが必要であるということを認め、產業復興のためには事務の敏捷をはかる必要がある。文化國家実現のためには國語國字をたやすくかることのできるように改める必要がある。そこで、國字國語問題を解決するためには、標準語や標準音をどのように定めるか、あるいは漢字は廢止すべきかどうか、漢字を廢止しないならばどの程度でとどめるか、またこれらに關していくかなる表示方法を採用するか。これらの問題が研究問題として起つて来るということを述べられ、それから研究機關としては、政府は明治三十五年に國語調査委員会を設けられておつたのが、大正二年に財政貧弱の理由でこの機関の廢止にあつた。その後大正十年に臨時國語調査會が設けられ、現在は國語審議會が設けられています。それでも研究調査の決定的な機能を發揮するというわけには行かない。この意見を持ち寄られる程度なので、どうしても研究調査の決定的な機能を發揮するというわけには行かない。このためには問題の重要性にふさわしい規範的具体策を確立する。それによつて最も努力を拂うことが必要であるとの趣旨の説明がありました。永江政務官が政府側の意見として、趣旨にはまったく同感であるということを申されております。なおまたその際日本國語の御説明がありましたが、趣旨は結局のところ民主化、國字の決定ということをます國語國字問題の研究機關についてあります。なおまたその際日本國語の御説明がありましたが、趣旨は結局のところ民主化、國字の決定ということをあります。

研究機関の組織、第二にその研究機関の建前としてこれは國立とし、文部省の所管としたいということ、第三にはかような趣旨でできるものであるから、なるべく各方面の意見を反映した研究機関にしたいと。それにはまず國語研究所の設立の準備委員会といふようなものを設けたい、こういう御趣旨の御説明が來ております。それから十一月三日の委員会におきまして、重ねてこの請願を審議いたしました。その際は近藤鶴代議員から紹介議員としての趣旨の弁明がありまして、その後委員会で活発な發言がありました。たとえば当時の馬場委員からは、このような國語國字の改良案は今までしばしく出ておるけれども、どうも実行力といふ点において遺憾な点があつた。この点を考慮されたいという發言がありました。近藤鶴代議員からも、研究機関は同時に強力な実行力をを持つてもらいたいという御希望が出ております。当時御出席になりました稻田政府委員からも、その点に沿うようにするといふ御答弁がありました。結局この請願を通すことは、文部省が研究、計畫しておつたところの研究所の設置といふことと合致するのであるといふような御答弁がありました。以前の上から、この請願が採択になつた次第でございます。そして今年に入りまして六月の十二日から、この研究所の準備委員会が発足いたしております。そのときの文化委員会であらわれます。大川越博議員が、文化委員会を代表して委員として加わられた次第でござります。一言申添えます。

すが、予算は何箇月分、どうくらいござりますか。

○稻田政府委員 予算について御説明申上げます。予算といいたしましては八百十七万二千円が、教育文化費、学術教育調査研究費中の國語研究所に組まれておりますが、このほかにお御承知のように職員の家族手当、その他特別俸給の特別措置費といいたしまして、行政共通費中にも組まれております金額があります。その全部を合せますとおよそ一千万円程度あるわけであります。本年中八箇月分が組まれておるのあります。

○松原(一)委員 人的構成の人の関係でございますが、これは特別の研究及び能力を持つた人が必要なんですが、ここにあります定員だけの人は求められましようか。

○稻田政府委員 所長初め本研究所の首腦部の人として、どういう人が好ましいかというような点につきましても、先ほど御説明申し上げました創設準備委員会において、いろいろ審議しておられます。その御審議の線に沿うて、文部省といなしましても、極力この研究所の構成に御援助したいと思つておりますが、おそらくお話のように、適当な人が得られるこだと思つております。

○田淵委員 第七條の二項でありますが、最後に文部大臣が命じまたは委嘱するとなつておりますが、命ずる場合と委嘱する場合との相違、もしくは全部命ずるのか、または全部委嘱するというのか、そのところにあいまいなんですから、説明していただきたいのです。

○稻田政府委員 ただいまのお話に

は、國公務員法の定めるところによつてとありますので、全面的に公務員法が適用に相なつて参りますれば、その條項によるわけであります。たゞいまのところは御承知のことく、國家公務員法に關しまする各種の職階制を定める法規が定めてありませんので、さしあたり從前通りの方法をもつて取扱うことによくなつておるわけであります。ここに書いてあります命ずるといふのは、部内の職員に對して命する場合で、委嘱するとありますのは部外の人々にあらためてお願ひます。こういう意味でござります。おなりになりまして上におきましては、まつたくいづれも同じ資格の評議員になるわけであります。

した各方面からの学識経験者を入れまして、その事業計画その他重要なことを審議してもらうということにより、研究所が反面また独善に陥らないということを保証いたしました次第でございま

す。

○一松委員 私はこの評議員会を入れたがために、必ずしも文部大臣の監督が必要としないということはどうかと思います。文部大臣の監督といふものは不合理な監督をするのだとか、必要な監督をするとか、どうも権力の乱用に過ぎるというようなことをすることは、これはよくない。しかしながらややすくも自分の所管において設けた國語研究所といふものに対しても、何らの監督権を持たないということは、かえでよくないと思います。やはり適当な監督は必要があるんで、今の政府の監督の説明のような趣旨であるならば、みだりにとか、ほしいままとか、あるいは不適当なとか何とかいう文字をそこに入れて、その監督の権限を制限することはけつこうです。全然監督権がないといつて、もう研究所のすることについては一指も触れることはできません。

○稻田政府委員 重ねてお答えいたす

わけであります。が、文部大臣の最も重要な監督権は、ここに掲げております。それ以外研究所に関することは、先ほど申し上げましたように研究の題目、研究の方法、その他研究自体を左右する事項以外には、ほとんど想像ができないのであります。國語政

策を文部大臣が立てます場合には、こ

の法律には掲げおりませんが、別に國語審議会、——これは現にござりますが、これは今後存続いたしまして、

重要な事項はこの國語審議会に諮問して文部大臣が國語政策を建てる。また

國語政策の必要な参考資料は、この研究所において提供する。從いまして研

究所が研究いたしますことは、あらか

じめ方角づけられることはあくまでも

避けた行かなければならぬ。今一松

委員の仰せられたところも、まつたく

その通りだと有するのでありますが、

やはりそこには、

國語審議会において審議いたします

文がございまして、コントロールす

ら、監督するという意味での明文はな

いと思います。

○一松委員 そうすると監督はしては

ならないというような規定はこの本法が初めてですか。

○稻田政府委員 あるかどうか全部存じませんが……。

○一松委員 しかし政府としてこういふ重要な所管大臣の監督権がないといふような法文を提出する以上は、その

ほかに例があるか。その例によつて、運営が非常に巧妙に行つているといふ

ような特殊な効果を發揮すべき理由と

して、ただいまあなたがおつしやるよ

うなことで、所管大臣が監督権がない

ことではございませんが、その所管大臣は所管大臣の監督権がないことでは

非常に悪い例であるが、必ずしも絶無

ではないということであれば、やはり監督権がないのだと、いうふうなこと

で、政府はこの國語研究所で研究さ

れることになります。個人の研究によって國家の事業がそこで妨げられ

るということになると思つ。私は個人

の事業よりも國家の事業の方を軽く見

ておると思います。

○稻田政府委員 先ほども御説明申し上げましたように、國立でこうした研

究所を設置いたします理由といたしましては、大學その他に付置する研究所

と違う性格といたしまして考えられる

ことは、一つは國の政策に關係のある

研究を行ふこと、いま一つは総

合的性格、非常に廣い研究、大規模な研究をやるという性格にあると考へら

れるのであります。この國語研究所もその例に入るものであります。

○稻田政府委員 もしただいまのお話

のような場合がござりますれば、文部

大臣といつしましては人事に関します

監督権の發動で、事態を救い得ること

だと私どもは考へます。

○一松委員 今おつしやつた監督権がないといふ言葉

が、今例に申し上げましたように大学等の研究の自由、それに対して監督し

ない。これは所管とか所管という言葉

で表われておつたかと思ひますが、そ

ういう例はもちろんあるわけでありま

す。

○一松委員 そういたしますと、こ

ういうことが確保いたされますので、こ

うした條文を表わしたわけであります。

○稻田政府委員 そういたしますと、こ

ういうことが確保いたされますので、こ

うした條文を表わしたわけであります。

○一松委員 そういたしますと、今ま

で政府のこしらえたこういう機関に対

して、その所管大臣が監督権がないと

いふ機関がほかにありますか。あつた

り例をあげていただきたい。

○稻田政府委員 たとえば各大学におきましては研究の自由があるわけであ

ります。大学はもちろん文部大臣の所

管になつておりますが、大学そのもの

の研究は文部大臣において監督をして

いることがいいと思う。たとえば極端な例をあげれば、ここに共産主義をし

きりに主張する大学がある。そういう

ことは、國を救うゆえんではないと思う。

やはりそういう場合に、これは

監督権といふものも、ほとんど共産主義の人が動かすことになつたと仮定する。そういうときに所管の大臣が

監督権がないのだと、いうふうなことでは、國を救うゆえんではないと思う。

非常に悪い例であるが、必ずしも絶無

ではないということであれば、やはり監督権がないのだと、いうふうなこと

で、政府はこの國語研究所で研究さ

れることになります。個人の研究によつて國家の事業がそこで妨げられ

るということになると思つ。私は個人

の事業よりも國家の事業の方を軽く見

ておると思います。

○一松委員 そういうことについて監

ることを原則とする。二項に、これを避けるためには、適当な研究機関また個人によつてすでに行われている場

合には、研究所の事業としてその調査研究をその研究機関または個人に委託することができる。そうすると

すでに個人がある同種の研究としてお

る機関がほかにありますか。あつた

り例をあげていただきたい。

○稻田政府委員 たとえば各大学におきましては研究の自由があるわけであ

ります。大学はもちろん文部大臣の所

管になつておりますが、大学そのもの

の研究は文部大臣において監督をして

いることになります。個人の研究によつて國家の事業がそこで妨げられ

るということになると思つ。私は個人

の事業よりも國家の事業の方を軽く見

ておると思います。

それからその次の第三條ですが、研

究所の事業は他の研究機関または個人によつて行われ、または現に行なわれてゐる同種の調査研究を重複しな

て、非常に特殊な一部の研究にのみ局

限するということを避けることが、この研究所の性格であろうと思います。

そういう意味において、原則として他の研究所と重複した同じような研究を、この研究所で追いまわさないといふことを、第一項で表わしたわけであ

ります。決して研究所 자체が民間の研究所に全面的に譲つてしまつて、その研究を放棄するというような趣旨で、この第一項を掲げたわけではない

あります。研究所が適当と考えるのでもあります。研究所が適当と考

えます。場合に他の研究機関に依頼することができるという道を、第二項によつて開いたわけであります。お話をなりましたよ

うな心配はおそらく起らないと考

えであります。

○松委員 今お話をようなことであ

つて、國立の研究所は総合的大規模

に研究しておる。こういふことは民間

ではない。なしからして、どういふ法文

があつても何もしよがないといふ御

趣旨であります。それならば現に行

われている同種の個人の調査機関と、

重複してならぬということはいかぬと思ひます。そういうことを前提とすればこそ、他人がやつてゐることを重複することは、國立の研究所としてはならぬといふことは、いかぬと思ひます。研究機関と、

自他ともに利用し合い、総合的の結果

を發揮するという趣旨でこの第一項を設けましたので、「……原則とする」とあります趣旨をその意味を表わしましたわ

けであります。重ねて申し上げようで

あります。結局これによりましてこ

の研究所も伸び／＼とした大きな研究

をもつと大規模に有力な別的方法

であります。ここにありますように「既に行わ

れて、ここにありますように「既に行わ

れて、ここにありますように「既に行わ

れて、ここにありますように「既に行わ

れて、ここにありますように「既に行わ

れて、ここにありますように「既に行わ

れて、ここにありますように「既に行わ

れて、ここにありますように「既に行わ

る。同じようにみなやつて、いいこと

を吸収して國策の線に乗せて行くとい

ふことで、あれば、個人がやつていて

かと思ひます。この点はいかがですか。

○稻田政府委員 ただいまこの研究所

で考えます程度の大規模のものはほ

んどないと申し上げましたのは、現状

を申し上げましたので、將來につきま

してまた民間その他の研究所で、各種

各様の研究がもちろんあるかと考え

られるのであります。ここにこうした

趣旨を置きましたのは、あくまでもこ

とそれ自身が悪い。政府もかつてに

やる。個人もかつてにやる。政府が清

ろしい。それを個人がやつていてこと

に対しても、政府がそれに制限を加える

ことそれ自身が悪い。政府もかつてに

やる。個人もかつてにやる。政府が清

手している研究に、民間が手を出すこ

とができるないということであつてはい

ません。個人のやることに対して政府

は重複してできないということはおか

りません。個人の事業を奨励すればい

る。そこで、お話をようなきゆうくな

ことに陥ることはなかろうと思ひます。

そぞういうものはそれとして、利用する

個人がやつておるからといって重複し

てはならない。個人のやつていること

はそつと脇において、その残りのこと

を國家がやるということでは、この研

究所を設置する目的と少し離れはしない

かと思ひますが、この点はいかがですか。

○稻田政府委員 ただいまこの研究所

で考えます程度の大規模のものはほ

んどないと申し上げましたのは、現状

を申し上げましたので、將來につきま

してまた民間その他の研究所で、各種

する。そこで、お話をようなきゆうくな

ことに陥ることはなかろうと思ひます。

そぞういうものはそれとして、利用する

個人がやつておるからといって重複し

てはならない。個人のやつていること

はそつと脇において、その残りのこと

を國家がやるということでは、この研

究所を設置する目的と少し離れはしない

かと思ひますが、この点はいかがですか。

○稻田政府委員 ただいまこの研究所

で考えます程度の大規模のものはほ

んどないと申し上げましたのは、現状

を申し上げましたので、將來につきま

してまた民間その他の研究所で、各種

する。同じようにみなやつて、いいこと

を吸収して國策の線に乗せて行くとい

ふことで、あれば、個人がやつていて

かと思ひます。この点はいかがですか。

○稻田政府委員 ただいまこの研究所

で考えます程度の大規模のものはほ

んどないと申し上げましたのは、現状

を申し上げましたので、將來につきま

してまた民間その他の研究所で、各種

各様の研究がもちろんあるかと考え

られるのであります。ここにこうした

趣旨を置きましたのは、あくまでもこ

とそれ自身が悪い。政府もかつてに

やる。個人もかつてにやる。政府が清

手している研究に、民間が手を出すこ

とができるないということであつてはい

ません。個人のやることに対して政府

は重複してできないということはおか

りません。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。同じようにみなやつて、いいこと

を吸収して國策の線に乗せて行くとい

ふことで、あれば、個人がやつていて

かと思ひます。この点はいかがですか。

○稻田政府委員 ただいまこの研究所

で考えます程度の大規模のものはほ

んどないと申し上げましたのは、現状

を申し上げましたので、將來につきま

してまた民間その他の研究所で、各種

各様の研究がもちろんあるかと考え

られるのであります。ここにこうした

趣旨を置きましたのは、あくまでもこ

とそれ自身が悪い。政府もかつてに

やる。個人もかつてにやる。政府が清

手している研究に、民間が手を出すこ

とができるないということであつてはい

ません。個人のやることに対して政府

は重複してできないということはおか

りません。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。同じようにみなやつて、いいこと

を吸収して國策の線に乗せて行くとい

ふことで、あれば、個人がやつていて

かと思ひます。この点はいかがですか。

○稻田政府委員 ただいまこの研究所

で考えます程度の大規模のものはほ

んどないと申し上げましたのは、現状

を申し上げましたので、將來につきま

してまた民間その他の研究所で、各種

各様の研究がもちろんあるかと考え

られるのであります。ここにこうした

趣旨を置きましたのは、あくまでもこ

とそれ自身が悪い。政府もかつてに

やる。個人もかつてにやる。政府が清

手している研究に、民間が手を出すこ

とができるないということであつてはい

ません。個人のやることに対して政府

は重複してできないということはおか

りません。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。同じようにみなやつて、いいこと

を吸収して國策の線に乗せて行くとい

ふことで、あれば、個人がやつていて

かと思ひます。この点はいかがですか。

○稻田政府委員 ただいまこの研究所

で考えます程度の大規模のものはほ

んどないと申し上げましたのは、現状

を申し上げましたので、將來につきま

してまた民間その他の研究所で、各種

各様の研究がもちろんあるかと考え

られるのであります。ここにこうした

趣旨を置きましたのは、あくまでもこ

とそれ自身が悪い。政府もかつてに

やる。個人もかつてにやる。政府が清

手している研究に、民間が手を出すこ

とができるないということであつてはい

ません。個人のやることに対して政府

は重複してできないということはおか

りません。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。同じようにみなやつて、いいこと

を吸収して國策の線に乗せて行くとい

ふことで、あれば、個人がやつていて

かと思ひます。この点はいかがですか。

○稻田政府委員 ただいまこの研究所

で考えます程度の大規模のものはほ

んどないと申し上げましたのは、現状

を申し上げましたので、將來につきま

してまた民間その他の研究所で、各種

各様の研究がもちろんあるかと考え

られるのであります。ここにこうした

趣旨を置きましたのは、あくまでもこ

とそれ自身が悪い。政府もかつてに

やる。個人もかつてにやる。政府が清

手している研究に、民間が手を出すこ

とができるないということであつてはい

ません。個人のやることに対して政府

は重複してできないということはおか

りません。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。同じようにみなやつて、いいこと

を吸収して國策の線に乗せて行くとい

ふことで、あれば、個人がやつていて

かと思ひます。この点はいかがですか。

○稻田政府委員 ただいまこの研究所

で考えます程度の大規模のものはほ

んどないと申し上げましたのは、現状

を申し上げましたので、將來につきま

してまた民間その他の研究所で、各種

各様の研究がもちろんあるかと考え

られるのであります。ここにこうした

趣旨を置きましたのは、あくまでもこ

とそれ自身が悪い。政府もかつてに

やる。個人もかつてにやる。政府が清

手している研究に、民間が手を出すこ

とができるないということであつてはい

ません。個人のやることに対して政府

は重複してできないということはおか

りません。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

ります。個人の事業を奨励すればい

所から提供する。従つて研究所においてまつたく科学的に調査研究をいたしました結果に基いて、國語政策の立案上の参考となるべき資料を研究所から文部省に提供いたします。そうすると文部省は國語政策について國語審議会に詰問する場合に、その資料を國語審議会の方にも提供する。國語審議会において政策の審議決定がありますれば、文部省はたとえは國語課といったような機関を通じまして、ある問題は教育に関連せしめ、ある問題は他の行政部門との関連をとつて、それを実施し、あるいは民間を奨励助長するといふが、文部省と國語研究所と國語審議会との三者が関連を持ちながら國語政策を実施する。こういうふうに考えております。

○松委員 それならば重複しておる

ことにならないか。そのように國語審議会に資料を提供するというような屋上屋を重ねるようなことをしなくて

も、國語研究所の権限を拡大すれば目的は達せられるのではないか。このよ

うに行政整理の必要なときに、國語研

究所に全面的に権威を持たせればいい

ものを、二つにわけなければならない

理由はどこにあるのか。

○稻田政府委員 従來國語政策の立案をする場合には、審議会は文部省のお手傳いをいたしまして各種の調査をいたしましたのであります。が、國語政策を立てる場合にはもつと根本的に、廣範囲に、大規模に、國語に対する科学的な調査研究が必要であるという趣旨をもつて、この研究所が生れて参つたのです。お話をのように研究所自体があります。お話をように研究所自体が調査研究に基いて國語政策を立案いたしましたと、ややも

すといふことになりますと、ややも

すと他にかかるということはかえつてや

りにくく思います。

たしますれば政策の方が先に立つて、

必要な資料を集めるというようなおそ

れもないではない。研究調査をすると

ころまつたく自主的に科学的に研究調

査をやつて、そして政策を審議する

ところは政策を審議する機関にわけて

から見てよろしかろうといふ点から考

えて、三者の関連を考えられたわけで

あります。

○松委員 従来そういうことを國語

審議会にやらしておつたから、それを

保存しておかなければならぬというよ

うに聞えるが、新たに國立國語研究所

を設けて、しかも第二條に規定してあ

ることで、同じことではないか。

研究の結論を文部省に答申し、文部省

は原案をつくって國会に提出するとい

うことにならないか。そのように國語審

議会に資料を提供するというような屋

上屋を重ねるようなことをしなくて

も、國語研究所の権限を拡大すれば目

的は達せられるのではないか。このよ

うに行政整理の必要なときに、國語研

究所に全面的に権威を持たせればいい

ものを、二つにわけなければならない

理由はどこにあるのか。

○稻田政府委員 従來國語政策の立案

をする場合には、審議会は文部省のお

手傳いをいたしまして各種の調査をい

たしたのであります。が、國語政策を立

てる場合にはもつと根本的に、廣範囲

に、大規模に、國語に対する科学的な

調査研究が必要であるという趣旨をも

つて、この研究所が生れて参つたのです

あります。お話をのように研究所自体が

調査研究に基いて國語政策を立案いた

すといふことになりますと、ややも

すと他にかかるということはかえつてや

りにくく思います。

○松委員 そうするとこの研究所の

研究したことは、審議会において制限

を受けますか。せつかく研究所が

自由な立場から研究したものうちか

ら、これはいい、悪いといつて審議会

において制限するということであれ

ば、文部省に監督権がないといふ趣旨

に立つて、科学的な見地から永久に研

究を続けて行くのであります。が、調査

をして文部省が國語政策に関する立案

をして國会に提出するといふことであ

れば、さらに審議会を設ける必要はない

と思います。この研究所が廣範な権限を

持つといふことであれば、それを拡大

強化すれば審議会はいらぬと思う。審

議会といふものを廃止してしまうのは

氣持の上で惜しいといふことで、存置

するといふことであつてはよくない。審

議会といふものを廃止してしまうのは

は、題目を與えて審議会において審議

してもららうといふわけであります。研

究所 자체はつと調査研究を続けてお

るわけであります。そのうちから政

策立案の資料となりそなものを提供

するのですが、研究所の趣旨であります。

○稻田政府委員 研究所自身の目的が

事業はここに掲げられておりますが、

これが政策に関する資料の提供ばかり

ではなく、ごらんのごく調査研究と

研究はここに掲げられておりますが、

いろいろと廣い別の目的も十分あるこ

とは御承願いたいと思います。それ

から一面國語審議会におきましては、

單に学者ばかりでなく、社会各

層、各方面から人が集まつて、國語政

策はいかにるべきかを審議されるの

あります。お話をのように研究所自体が

調査研究に基いて國語政策を立案いた

すといふことになりますと、ややも

すと他にかかるということはかえつてや

りにくく思います。

○松委員 そうするとこの研究所の

研究したことは、審議会において制限

を受けますか。せつかく研究所が

自由な立場から研究したものうちか

ら、これはいい、悪いといつて審議会

において制限するということであれ

ば、文部省に監督権がないといふ趣旨

に立つて、科学的な見地から永久に研

究を続けて行くのであります。が、調査

をして文部省が國語政策に関する立案

をして國会に提出するといふことであ

れば、さらに審議会を設ける必要はない

と思います。この研究所が廣範な権限を

持つといふことであれば、それを拡大

強化すれば審議会はいらぬと思う。審

議会といふものを廃止してしまうのは

は、題目を與えて審議会において審議

してもららうといふわけであります。研

究所 자체はつと調査研究を続けてお

るわけであります。そのうちから政

策立案の資料となりそなものを提供

するのですが、研究所の趣旨であります。

○稻田政府委員 國語政策につきまし

ては政策の線が強くして、科学的研究

研究が曲げられるといふことであつては

いけませんし、また科学的研究なしに

政策のみが進められるといふことも惡

い。研究する者自身が政策の結論を出

すとともに、審議会といふ他の手

でやつた科学的研究調査の結果の中が

政策として審議会が決定する。こうい

うふうにわけた方が妥当を得るのじや

ないかと考えるのであります。

○松委員 そうするとこの研究所の

研究したことは、審議会において制限

を受けますか。せつかく研究所が

自由な立場から研究したものうちか

ら、これはいい、悪いといつて審議会

において制限するということであれ

ば、文部省に監督権がないといふ趣旨

に立つて、科学的な見地から永久に研

究を続けて行くのであります。が、調査

をして文部省が國語政策に関する立案

をして國会に提出するといふことであ

れば、さらに審議会を設ける必要はない

と思います。この研究所が廣範な権限を

持つといふことであれば、それを拡大

強化すれば審議会はいらぬと思う。審

議会といふものを廃止してしまうのは

は、題目を與えて審議会において審議

してもららうといふわけであります。研

究所 자체はつと調査研究を続けてお

るわけであります。そのうちから政

策立案の資料となりそなものを提供

するのですが、研究所の趣旨であります。

○稻田政府委員 研究所それ自体は政

策の立案はやるべきではなく、やること

は適当ではないと思うのであります。

これは科学的な調査研究を将来に

わたつてあらゆる面について燃焼して

行くわけです。そのうちに文部省の方

から要求ある場合もあり、研究所自体

として國語政策に関する何らかの資料

を提出する場合もございましょう。こ

れは研究所の一つの仕事として文部省

が責任をもつて実施するわけでありま

すけれども、各方面の方々によつて構

成されている審議会において、重要な

問題を慎重に審議していただきて、そ

の答申をまつて文部省が実施に移すと

いうものが、この第二條に規定されて

おるが、この中に國語政策も含まれて

おるならば、あなたの仰せられるより

もの廣い範囲の中から國語政策

が、あなたが仰せられるより

</

に提供する。そこで文部省は國語政策

をきめるわけですが、やはり独自できめにこうした重要な問題ありますから、各方面の人によつて構成された國語審議会にかける。研究所は

あくまでも自主的に研究をやり、國語政策といふものはまた別途の觀点に立つてやるのが適当だと思います。

○松委員 國語政策の立案は研究所ではしないとおつしやるが、この第二條の二項の一にある「國語政策の立案上参考となる資料の作成」、これをやつてこれを文部省に報告するのでしょ

う。そうすれば文部省はそれを基礎にして、どういう点をどうしたらよかるうと、ということをとりきめて國会に出せば、これより慎重なことはないと思

う。資料があるのにまだそれを審議會に審議させて、その上のことでなければならぬということではなくても、文部省の中の機関にかけて決定し、それを

國会にかけて審議すればいいのに、審議會でやるということは二重であつて費用がいるから、それがいかぬじやないかというのです。今まで利用し続けて來た審議會を廃止することは惜しい

といふ氣持があると思う。われく國會議員の立場から見れば、これだけの人才、費用ででき上ったものを、また

審議會にかけてやらなくてよくはないのです。それなんです。

○稻田政府委員 研究所は政策資料の作成だけが問題ではないということは、先ほどから申し上げておるのであります。研究所の仕事の一つとして参考になる材料があればそれを提供する。もちろん政策そのものを提供するわけではありません。研究所においてはそこまで結論は出ない。それを結論

づけるのは文部大臣が各種の見地に立つて政策をしてそれを実行する。政策

を実行する上において慎重を期する意味において、國語審議会の諮詢答申を

まつといふことになるのであります。実験の結果を報告するという意味で御了承願えればよろしいと思います。

○久保委員 私は國語改良の点について伺つて見たい。

○稻田政府委員 改良の沿革については先ほど申し上げた通りであります

が、國語改良の問題は、教育の修業年からして、急速に日本人自身の手によつて解決しなければならぬのであります。この点につきまして、國語審議會からの建議並びに米國教育使節團の勧告がありました。

○久保委員 私の聞がんとするのは、國語改良問題は古くからあつた。しかるに何ゆえ今日まで日の目を見なかつたかといふ点で、私も審議會との關係

一つは官民、研究所の事業が重複しながら、急速に日本人自身の手によつて解決しなければならぬのであります。この点につきまして、國語審議會の第三條は削るべきである。國語審議會をつぶしてしまえということはも

うと、一つは、研究所の事業は民間に委託することができるということ、もう

一つは、研究所の事業は民間に委託することができるということ、もう

一つは、研究所の事業は民間に委託することができるということ、もう

一つは、研究所の事業は民間に委託することができるということ、もう

一つは、研究所の事業は民間に委託することができるということ、もう

一つは、研究所の事業は民間に委託することができるということ、もう

が考へられたのですか。

○久保委員 この法案は文部行政に携わつた人がいかに怠慢であつたかを物語つておる。今までこんなことが考へられなかつたとは考へられない。審議會とあわせてできなかつたかといふことに疑問を持つておるのです。

○高連委員 私は一松委員の説に全部賛成であります。第三條は、要約する

と、一つは、研究所の事業は民間に委託することができるということ、もう

一つは、研究所の事業は民間に委託することができるということ、もう

く、権威ある学識者をもつて、長く學術研究的な機關としてこれを置くこと

がよろしいと思います。文部官僚だけがよろしいと思いません。國情が根本だからといってわが國が無視することはできません。

もう一つは第三條の「同種の調査研究と重複しないことを原則とする」と

にうたう必要かどこにあるか。これは政府委員の答弁を聞いておつてもその

感を深くするのであります。少くともこの点は修正しなければならぬと思う

のですが、理想としては國頭に述べます。さらに審議會と評議員

のあります規定が第六條にござい

ます。この点については當局の御

感を深くするのであります。少くともこの点は修正しなければならぬと思う

のですが、理想としては國頭に述べます。さらに審議會と評議員

のあります規定が第六條にござい

ます。この点については當局の御

感を深くするのであります。少くともこの点は修正しなければならぬと思う

のですが、理想としては國頭に述べます。さらに審議會と評議員

約をここへつけなければならない。わが國の經濟力自体がその制約を余儀なくされるに考へなければならぬと思いません。國情が根本だからといってわが國の文化を無視することはできません。

けれども、この点について本研究所を設けるということと自体は賛成であります。國情が根本だからといってわが國の文化を無視することはできません。

○稻田政府委員 最後に第四條の問題

でございますが、これは任命と補職の規定でござりますが、これは任命と補職の

意見を承りたいと思します。

○稻田政府委員 最後に第四條の問題

でございますが、これは任命と補職の

意見を承りたいと思します。

○稻田政府委員 最後に第四條の問題

でございますが、これは任命と補職の

意見を承りたいと思します。

○稻田政府委員 最後に第四條の問題

でございますが、これは任命と補職の

意見を承りたいと思します。

おることと重複して、無駄をすることがないよう、に、ということを、この法律の第一項、第二項によつて明らかにすることによつて、研究所のそつした性格が初めてこの法律に表わされるものだと考えておるのであります。それからだいまの非常に苦しい財政状態の時期におきましても、こうした教育なり國民文化の基盤になります重要な國語問題でありますので、一面において必ずしも政策から出発し政策へ帰る目的を持つての研究ばかりでなく、國語全体についての自主的に研究をいたします機関も必要だと考えますし、政策の立案は研究する者それ自身でなくて、別途に材料をもらつて別に構成された委員会によつて諮問して文部大臣がきめるということが、私どもは國語政策立案の妥当を得る道だと考えるのであります。どうかよろしくお願ひします。

視点から私も御意見の通り國語審議会との関係が、この際十分に究明されなければならぬと考えます。一休立案上論議される余地があるようなもののが、できてはならぬと思います。國を離れて研究しましたところの成果が、それ以外の人によつていろいろと政策でありますから、それから將來の國語政策の方針というのも、自然に現われて来るのではないかと思います。今まで國語の問題が時代によつて変化している。かなづかに一つ見ましても、この二、三十年間にたび々変化しておる。そのために迷惑するものは國語教育の実際に当る者、またそれを学ぶ者であります。かようにわざか年年数の間に変轉きわざりない結果であります、日本の國語教育はいつまで日本語をもつて表現されました。先ほど一松委員から屋上屋を重ねるという言葉をもつて表現されました通り、國語審議会が不要であるということを考えると同時に、國語審議会が必要ならしめるほどに、この研究所を強化したいという意見を持つておりますが、政府の今までの意見を聞いておられますと、基本線を堅持されておりましたことはよくわかりますけれども、この点についてはもう一度検討いたしました。その上で最も妥当なりというふうに意見の一一致を見たいと希望いたしました。文部省当局としてもその点についてお考えを願いたいということを希望いたします。

に関連すると思ひます。が、先ほど質問いたしました第七條の一項の、評議會は學識經驗のある者のうちから、文部大臣が命じました委嘱する、こというのと、お付言いたしますならば、黒岩委員長おつしやつたように、國語問題については國語の簡素化、文学の制限という問題がありますが、從來の國語審議する場合には、その道の専門家でないのです。どう考へ方であつたために、今日の國語問題の解決といふものは中途半端になつてしまつてゐる。國語そのもの、言語的音韻の整理と國語の制限はもちろんやらなければなりません。しかし單に文學の制限、かなかいの改良という点のみを強調して國語そのものについて、あまり考慮が拂れていないのであります。従つて用法というようなものはまったく整理されていない。一方において漢字制限としても音韻的に見た國語の整理が伴でいながらたなば何にもならないそれが日本語を他國語に比して複雑化した根本原因であると思ひます。一には國語審議會の構成委員の中にはへんばな者があつたということを考へるを得ない。殊に從來の國語審議會の委員の頗ぶれにつきましては、國学者には反対者が非常に多い。これ

の人は決して文部省の奨励するもの、援助しない向きも、明らかに現われてゐるのです。國民大衆もこれに同調しようとしても、たゞいま申ましたように文字制限のみに力を入て、普論的な國語そのものの研究がれなかつたということなのです。こに評議員の人選が非常に問題になつてゐるのであります。文部大臣が委嘱することは、從來國語審議会などの成委員もしくはこの人たちを推薦し限られた人の推薦であるとか、あるは依頼であるとか、そういうものにつてされることがあるならば、これは國語審議会が多くのプレスをされると同時に、前のマイナスの繰返しになります。そこで文部大臣が委嘱し命するといふことは、実際上の手続はどのようにされか。あるいは学術会議との関連が考へられて、いるかどうか。この点をお尋ねしたい。

午後二時より開会いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時三十五分散会